

会員各位

平成25年2月吉日



平成25年度「自動車税預かり金」の精算について

【概要】

下記対象期間の成約車輦においては、名義変更期限日が年度末を越える為、平成25年度の自動車税全額をお預かりし、名変完了日の結果で精算致します。

【対象期間】

平成25年3月1日～平成25年3月31日までのご成約車輦。

【精算方法】

★普通自動車の場合★

3月31日(29日)迄に名変完了⇒落札店様にご返金。

4月1日以降名変完了 ⇒出品店様にお支払い。

☆軽自動車の場合☆

4月1日迄に名変完了 ⇒落札店様にご返金。

4月2日以降名変完了⇒出品店様にお支払い。

＜ご留意事項＞

- 1.名義変更日が4月1日以降の場合は、出品店様での納税となりますので納付期限内に納税をお願いします。
- 2.出品成約時の譲渡書類の提出は、自社名義でのご提出にご協力下さい。
- 3.名義変更の結果が「抹消」の場合、提出期限は【抹消登録した翌月5日迄】、となりますのでご注意下さい。

名義変更結果車検証FAX受付番号:03-3512-6540

本件に関する
お問い合わせは…

株式会社オークネット 業務チーム

 03-5216-9510